議案第２７号

斑鳩町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第８７号）により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることに伴い、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

１．改正内容

（１）社会保険診療報酬支払基金の名称変更（第１条から第３条関係）

「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めます。

（２）改正する関係条例

・斑鳩町子ども医療費助成条例

・斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例

・斑鳩町心身障害者医療費助成条例

２．施行期日等

（１）施行期日

令和８年１０月１日から施行します。

（２）適用区分

この条例による改正後の斑鳩町子ども医療費助成条例等の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によります。